

大塚グループ

大塚グループ従業員及びご家族の皆様へ 団体傷害保険のご案内

生活総合保険特約付普通傷害保険・交通事故傷害保険

今年度よりWEBから
お手続きが出来る様
になりました！

WEBによるお手続きはこちらから



https://www.secom-sonpo.co.jp/d_shougai/ohtsuka/

(今年度)
保険料

約 **52%**
OFF

●保険期間

2019年8月1日～
2020年8月1日

団体割引 30%
損害率による割引 25%
大口団体割引 10%

3つの
オプションを
追加できる

2つの保険をご用意しました！
あなたはどちらを選びますか？



日常生活のケガに備える！

普通傷害保険

平成15年(2003年)募集開始の保険商品



交通事故に備える！

交通事故傷害保険

大塚団体傷害保険制度とともにあるロングセラー保険商品

申込み締切日は **2019年7月16日(火)** です。

加入時の注意点

ご契約内容・告知事項に変更のない方は、更改加入依頼書をご返送いただく必要はありません。
更改加入依頼書をご返送されない既加入者様についても、各種割引・料率の変更により、保険金額・保険料
が変更となる可能性がございます。詳細は各プランの『保険金額と保険料表』を必ずご確認ください。

加入後の退職時の注意点

退職される場合は事故の有無をご確認の上、必ず代理店にご連絡ください。
退職者様向けの団体傷害保険もご用意しております。
ご退職後も引き続きご加入が可能となりますので、ご加入される場合は代理店までご連絡ください。

詳しくは・・・下記ホームページからもご覧になれます。

URL : <https://www.secom-sonpo.co.jp/ohtsuka/>



お子様や
スポーツなどを
されている方に
おすすめします!!

万一のケガ

普通傷害保険

日常生活のケガに備えるために。

ご自身の偶然の事故によるケガはもちろん、誤って誰かにケガをさせたときの賠償損害や、23歳未満の方が日射病などで治療を受けたときにも保険金をお支払いします。また、日本国内だけでなく海外でも、24時間補償されるので旅行のときも安心。あなたのライフスタイルに合わせてオプションも選べます。

基本契約

普通傷害保険
個人賠償責任

+

オプション契約

住宅内
生活用動産
携行品
ホールインワン・
アルバイト費用

基本契約

普通傷害保険／個人賠償責任
基本契約は「普通傷害保険」と「個人賠償責任」です。

3つのオプションを
追加できる
こちらおすすめ!

例えばこんなときに保険金をお支払いします。

Case 国内・国外

1 日常生活におけるケガ

交通事故によるケガ



- 運転中の事故
- 乗物にひかれた
- 駅構内の階段で転んだ
- 自転車で転んだ

お工作中的ケガ



国内・海外旅行でのケガ



スポーツ中のケガ



日射病等による死亡・
後遺障害・入院・通院



発生時において
満23歳未満の方
対象

Case 国内・国外

2 個人賠償責任(注)

誤って他人にケガをさせた



誤って買い物中に
商品を壊した



誤って自転車で他人にケガをさせた



飼い犬が他人に
噛みついた



(注)被保険者の範囲は「ご本人・配偶者^{*1}・その他のご親族^{*1*2}」になります。

※1「配偶者」「その他のご親族」は、事故発生時におけるご本人(ご契約時にご指定いただきます。)との関係によります。

※2「本人または配偶者の同居の親族」および「本人または配偶者の別居の未婚のお子様」をいいます。親族とはご本人の6親等以内の血族および3等親以内の姻族をいいます。

保険金額と保険料表

基本タイプ

1日目から補償

うれしい通院補償

型	月額保険料	死亡・後遺障害保険金	入院保険金日額	手術保険金	通院保険金日額	個人賠償責任
1型	1,000円	456万円	5,500円	入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術は5倍	3,500円	3億円
2型	1,500円	795万円	8,000円		5,000円	3億円
3型	2,000円	1,296万円	10,000円		6,000円	3億円

※当該プランは、加重平均料率を適用しております。募集終了後、確定加入者数の職業級別の割合により再算出を行い保険金額を変更させていただく場合があります。その場合は、被保険者カードの配布をもちまして確定保険金額のご案内とさせていただきます。ご了承ください。

※当該プランは、大口団体割引10%、団体割引30%、損害率による割引25%を適用して算出しております。加入者数が10,000人未満となった場合は保険金額を変更させていただきます。その場合は、被保険者カードの配布をもちまして確定保険金額のご案内とさせていただきます。ご了承ください。(団体割引は加入者数により、損害率による割引は過去の損害率により毎年見直されます。)

2018年度から2019年度の変更点
昨年度からの変更はございません。

ご加入例

ご加入タイプ

万一のケガに備えたい。家財もしっかり守りたい。

基本3型 2,000円 + オプションK型 810円 = **3K型 2,810円**

月額保険料.....2,810円

補償内容 死亡・後遺障害.....1,296万円
入院日額.....10,000円
通院日額.....6,000円
個人賠償.....3億円
住宅内生活用動産.....1,000万円
携行品.....30万円

ご加入タイプ

家財も、趣味のゴルフも大切。

基本3型 2,000円 + オプションH型 1,090円 = **3H型 3,090円**

月額保険料.....3,090円

補償内容 死亡・後遺障害.....1,296万円
入院日額.....10,000円
通院日額.....6,000円
個人賠償.....3億円
住宅内生活用動産.....1,000万円
携行品.....30万円
ホールインワン・アルバトロス費用.....50万円

ご参照

「普通傷害保険」と「交通事故傷害保険」ここが違います。保険金をお支払いする場合の比較。

ケガの原因・事故例	普通傷害保険	交通事故傷害保険
交通事故によるケガ	○	○
駅構内の事故によるケガ	○	○
建物火災によるケガ	○	×
建物からの落下物によるケガ	○	×
海外でのケガ	○	×※①
スポーツ・レジャー中のケガ	○	×※①
旅行中のケガ	○	×※①
家の中でのケガ	○	×
日射病・熱射病の場合	○※②	×
海外での賠償事故	○	×
賠償事故の示談代行(国内のみ)	○	○
家財の補償などオプション 契約の追加	○	×

※ ① 交通事故、駅構内の事故の場合はお支払いの対象となります。
※ ② 被保険者(補償を受けられる方)が満23歳未満の場合にのみお支払いの対象となります。

オプション契約

住宅内生活用動産／携行品／ホールインワン・アルバトロス費用

住宅内生活用動産：偶然な事故による、家財の損害を補償します。

携行品：自宅外での偶然な事故による、携行品の損害を補償します。

ホールインワン・アルバトロス費用：国内で、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した時に慣習として負担した費用をお支払いします。

3つのオプションを、自由にお選びください。

Option 国内

1 住宅内生活用動産(注)

火災による家財の焼失



掃除中の家財の破損



Option 国内・国外

2 携行品(注)

バッグの盗難



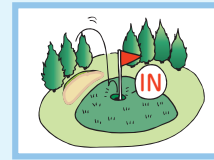
旅行中のカメラの破損



Option 国内

3 ホールインワン・アルバトロス費用

ホールインワン達成



(注) 被保険者の範囲は「ご本人・配偶者*1・その他のご親族*1*2」になります。

*1 「配偶者」「その他のご親族」は、事故発生時におけるご本人(ご契約時にご指定いただけます。)との関係によります。

*2 「本人または配偶者の同居の親族」および「本人または配偶者の別居の未婚のお子様」をいいます。親族とはご本人の6親等以内の血族および3等親以内の姻族をいいます。

保険金額と保険料表

選択オプション

3つのオプション組み合わせは自由

型	月額保険料	住宅内生活用動産の補償	携行品損害の補償	ホールインワン・アルバトロス費用
H型	1,090円	1,000万円	30万円	50万円
J型	1,000円	1,000万円	—	50万円
K型	810円	1,000万円	30万円	—
L型	720円	1,000万円	—	—
M型	370円	—	30万円	50万円
N型	280円	—	—	50万円
P型	90円	—	30万円	—

※住宅内生活用動産の補償については1事故あたり5,000円が、携行品損害の補償については1事故あたり3,000円の免責金額が適用になります。

※当該のプランは、団体割引30%、損害率による割引25%を適用して算出しております。加入者数が10,000人未満となった場合は保険金額を変更させていただきます。

その場合は、被保険者カードの配布をもちまして確定保険金額のご案内とさせていただきます。ご了承ください。

2018年度から2019年度の変更点
昨年度からの変更はございません。

左の基本補償に、このオプションをつければさらに安心。



交通事故

交通事故 傷害保険

交通事故に備えるために。

交通事故によるケガや日常生活の賠償事故に備える保険です。
事故のケガによる後遺障害や、
入院日数の延長支払いなど従来通りの大型補償です。
交通災害から皆さまをお守りします。

基本契約 個人賠償責任
交通事故傷害保険

※交通事故傷害保険には
オプションをつけることが出来ません。

基本契約

交通事故傷害保険／個人賠償責任

基本契約は「交通事故傷害保険」と「個人賠償責任」です。

例えばこんなときに保険金をお支払いします。

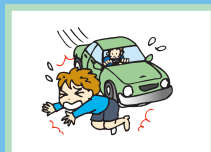
Case 国内・国外

1 交通事故によるケガ

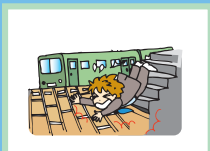
運転中の事故



乗物にひかれた



駅構内の階段で転んだ



自転車で転んだ



Case 国内

2 個人賠償責任(注)

誤って他人にケガをさせた



誤って自転車で他人にケガをさせた



誤って買い物中に商品を壊した



飼い犬が他人に噛みついた



(注) 被保険者の範囲は「ご本人・配偶者*1・その他のご親族*1*2」になります。

※1「配偶者」「その他のご親族」は、事故発生時におけるご本人(ご契約時にご指定いただきます。)との関係によります。

※2「本人または配偶者の同居の親族」および「本人または配偶者の別居の未婚のお子様」をいいます。親族とはご本人の6親等以内の血族および3等親以内の姻族をいいます。

保険金額と保険料表

基本タイプ

1日目から補償

うれしい通院補償

型	月額保険料	死亡・後遺障害 保険金	入院保険金 日額	手術保険金	通院保険金 日額	個人賠償責任
A型	500円	427.5万円	6,000円	入院中に受けた 手術は入院保険 金日額の10倍、 それ以外の手術 は5倍	4,000円	3億円
B型	700円	751.8万円	8,000円		5,000円	3億円
C型	1,000円	1,400.4万円	10,000円		6,000円	3億円
D型	1,500円	2,196.5万円	14,000円		9,000円	3億円
E型	2,000円	3,434.8万円	15,000円		10,000円	3億円

※当該プランは、大口団体割引10%、団体割引30%、損害率による割引25%を適用して算出しております。加入者数が10,000人未満となった場合には保険金額の変更をさせていただく場合があります。その場合は、被保険者カードの配布をもちまして確定保険金額のご案内とさせていただきます。ご了承ください。

(団体割引は加入者数により、損害率による割引は過去の損害率により毎年見直されます。)

2018年度から2019年度の変更点

昨年度からの変更はございません。

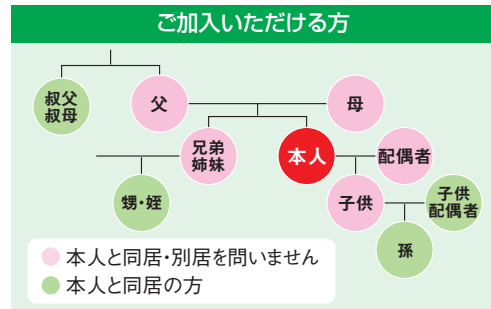
お申込みにあたって

ご加入資格 (被保険者)

ご加入いただける方は下記の通りとなります。

1. 申込人本人=(大塚グループ各社に勤務の方)
2. 申込人の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹
3. 申込人の同居親族
(血族6親等、姻族3親等以内)

なお、新規でのご加入は、2019年8月1日現在の満年齢が0歳～78歳までの方とさせていただきます。



お申込み 方法

1. 継続 昨年と同じ内容でご継続の場合は、自動更新となります。「傷害保険更改加入依頼書被保険者明細書」でお名前と加入内容をご確認ください。(契約内容・告知事項に変更のない方は、更改加入依頼書をご返送いただく必要はありません。)
2. 新規 新規でのご加入の場合は、「傷害保険更改加入依頼書被保険者明細書」に必要事項をご記入いただき、押印のうえご提出ください。
3. 変更 現在のご加入内容に変更のある場合には、「傷害保険更改加入依頼書被保険者明細書」の変更のある箇所を抹消し、変更後の内容を記入いただき押印のうえご提出ください。

締切日 2019年7月16日(火)

加入依頼書は同封の返信用封筒にて、大塚倉庫(株)保険事業部までご提出ください。

WEBによる お手続き

WEBによるお手続きの場合、加入依頼書のご提出は不要です。



←WEBによるお手続きはこちらから

https://www.secom-sonpo.co.jp/d_shougai/ohtsuka/

お支払い 方法

保険料は、毎月の給与より引き去りさせていただきますので、お手間がかかりません。
(10月給与より引き去り開始)

保険期間

**2019年8月1日より
2020年8月1日までの1年間**

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。
【個人情報の取扱いについて】

引受保険会社はお客様からお預かりした情報は、引受保険会社が取り扱う商品の販売サービスの案内・提供のために利用いたします。なお、引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては、引受保険会社のホームページ(<https://www.secom-sonpo.co.jp>)をご覧ください。

大塚グループ団体傷害保険に
ご加入の方へのサービス
緊急・夜間病院をご案内する

セコム損保のドクターホットライン

ドクターホットラインは夜間や休日にケガや病気でお困りの方に、適切なアドバイスや緊急・夜間病院をご案内します。団体傷害保険に加入している方へのサービスです。24時間対応できますのでご安心ください。



0120-52-1040

事故の際に、ご連絡ください。 セコム損害保険事故受付センター

事故に あった時

万一事故にあった場合はすみやかに大塚倉庫(株)もしくはセコム損害保険(株)までご連絡ください。また、夜間・休日についてはセコム損害保険事故受付センターにて、事故受付を行っております。

緊急連絡先



0120-210-545(携帯可)

事故の日から30日を経過してもご通知いただけない場合には、保険金をお支払いできないことがありますので必ずご連絡ください。

契約概要のご説明（普通傷害保険・交通事故傷害保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご加入いただきますようお願い申し上げます。
- 被保険者（補償の対象となる方）がご加入者と異なる場合は、この書面に記載の事項につき、必ず被保険者の方全員にもご説明ください。
- 本書面はご加入に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款・特約（以下「保険約款」といいます。）をご参照ください（本契約は、大塚ホールディングス㈱を保険契約者とする団体契約です。保険約款は、保険契約者に交付されます。）。また、保険約款のご参照にあたりましては、ご遠慮なく取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

● ご加入者および被保険者の範囲について

この保険は、ご加入者（保険料をご負担いただく方）および被保険者（補償の対象となる方）を一定の範囲に限定した団体契約です。ご加入者および被保険者の範囲については、商品パンフレットをご参照ください。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

① 普通傷害保険（生活総合保険特約付帯）

この保険は、基本部分である普通傷害保険に生活総合保険特約をセットすることにより、偶然な事故による被保険者（補償の対象となる方）のケガ（病気、病気による事故は補償の対象となりません。）、日常生活での賠償事故、携行品の損害等の日常生活における損害（オプション）に対し保険金をお支払いします。

基本部分	生活総合保険特約部分
ケガの補償	・個人賠償責任補償（以下、オプション） ・住宅内生活用財産補償 ・携行品補償 ・ホールインワン・アルバイト費用補償

実際の補償項目および補償項目ごとの被保険者の範囲に関しては、商品パンフレットを参照願います。

② 交通事故傷害保険（個人賠償責任補償特約付帯）

この保険は、交通事故*1により、加入依頼書等で指定された被保険者*2がケガをされた場合に保険金をお支払いします。（病気、病気による事故は補償の対象となりません。）また、日常生活での賠償事故に対し保険金をお支払いします。

*1 交通事故には、交通乗用具搭乗中の事故、交通乗用具との衝突等による事故だけでなく、交通乗用具の火災および道路通行中における作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との接触等を含みます。

*2 賠償事故の補償については、被保険者の範囲が異なります。

(2) 補償内容

支払われる保険金は、商品パンフレットのとおりで。詳しくは保険約款でご確認ください。

① 保険金をお支払いする場合

商品パンフレットをご参照ください。

② 保険金をお支払いできない主な場合

商品パンフレットをご参照ください。詳しくは保険約款の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

(3) セットできる主な特約とその概要

商品パンフレットをご参照ください。詳しくは保険約款をご参照ください。

(4) 保険期間（保険のご契約期間）

保険期間（保険のご契約期間）は、1年です。また、実際のご契約の保険期間については、商品パンフレット・加入依頼書等をご確認ください。

(5) 引受条件（保険金額等）

保険金額は被保険者の方の年齢・年取等に照らして適正な金額となるように設定してください。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、実際のご契約の引受条件については、商品パンフレットをご確認ください。

なお、この契約に団体割引が適用されている場合においては、ご加入人数により適用される団体割引率が増えることがあります。この場合、保険料を変更せずに保険金額を調整させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容等により決定されます。詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、実際のご契約の保険料については、商品パンフレット・加入依頼書等をご確認ください。

なお、この契約に団体割引が適用されている場合においては、ご加入人数により適用される団体割引率が増えることがあります。この場合、保険料を変更させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

3. 保険料の払込方法について

商品パンフレットをご参照ください。なお、分割払は分割回数により、保険料が増加となります。

4. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はございません。

5. 解約返戻金の有無

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、保険期間のうち未経過である期間に対応する解約返戻金をお支払する場合がありますが、当契約に関しましては月払い契約のため解約返戻金はございません。なお、2ヶ月遅れの集金のため、解約に際して追加保険料をお支払いいただく場合があります。詳しくは取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

■ 本書における用語のご説明

用語	ご説明
加入者	保険料をご負担いただく方をいいます。
被保険者	補償の対象となる方をいいます。
保険金額	保険金をお支払いする事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の基準となる額または保険金の限度額（補償限度額）をいい、あらかじめ保険会社とお客様との間で定めた金額をいいます。
保険金	保険事故により傷害または損害が生じた場合に、保険会社がお支払いする金銭をいいます。
保険期間	保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間をいいます。

本保険商品に関するお問い合わせは

商品パンフレット巻末に記載の連絡先にお問い合わせください。

引受保険会社へのご相談・苦情は

○引受保険会社へのお問い合わせ・ご相談・苦情は下記にご連絡ください。

お客様相談室：0120-333-962（フリーダイヤル）

受付時間：月～金曜日9：00～12：00、13：00～18：00（祝日・休日および12月31日～1月3日はお休みとさせていただきます。）

事故が起こった場合は

○事故が起こった場合には、取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただくか、下記にご連絡ください。

事故受付センター：0120-210-545（フリーダイヤル）

受付時間：夜間休日を問わず、365日24時間体制で受付しております。

保険に関する苦情・ご相談は

○指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター：0570-022808（ナビダイヤル有料）

受付時間：午前9:15～午後5:00〔月～金曜日（祝日・休日および12月30日～1月4日を除く）〕

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

重要事項（必ずお読みください）

注意喚起情報のご説明（普通傷害保険・交通事故傷害保険）

- ご加入いただくに際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入いただく前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご加入いただきますようお願い申し上げます。
- 被保険者（補償の対象となる方）がご加入者と異なる場合は、この書面に記載の事項につき、必ず被保険者の方全員にもご説明ください。
- 本書面はご加入に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款・特約（以下「保険約款」といいます。）をご参照ください（本契約は、大塚ホールディングス㈱を保険契約者とする団体契約です。保険約款は、保険契約者に交付されます。）。また、保険約款のご参照にあたりましては、ご遠慮なく取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. クーリングオフ説明書（契約申込みの撤回等について）

この保険は、団体契約であることからクーリングオフの対象とはなりません。ご加入に際しては、本書および商品パンフレットに記載された事項に関し、十分ご確認ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項（加入依頼書の記載上の注意事項）

- ①加入依頼書の記載内容に間違いがないか必ずご確認ください。ご加入者および被保険者には、ご加入時に保険会社が加入依頼書等で告知を求める重要な事項について、事実をお申し出いただく義務（告知義務）があります。故意または重大な過失により記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されるか、保険金をお支払いできないことがあります。ご契約に際して、今一度ご確認ください。

【告知いただく事項】◆被保険者の職業・職務 ◆被保険者の年齢 ◆被保険者が次の項目に該当する場合には、取扱代理店にご連絡ください。

○過去3年以内に5万円以上の傷害保険金を請求または受領されたことがある場合 ○他に同種の保険契約を締結されている場合

- ②死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、別途ご案内する被保険者の同意確認が必要となります。同意のないままにご加入された場合には保険契約が無効となります。

(2) 契約締結後における留意事項

ご加入者および被保険者には、ご加入後に被保険者のご職業の内容が変わった場合に、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務（通知義務）があります。ご通知がないまま事故が発生した場合、保険金を削減してお支払いする場合があります。

3. 責任開始期

- (1) 保険責任は、原則として保険期間の初日の午後4時に開始します。（これと異なる場合は、商品パンフレット・加入依頼書等でご案内します。）
- (2) 保険料は、商品パンフレット等に記載の方法によりお支払いください。保険期間が始まった後でも、所定の払込日までにお支払いいただけない場合は、保険料をお支払いいただく前に生じたケガ等に対しては保険金をお支払いできません。

4. 保険金をお支払いできない主な事由

商品パンフレットをご参照ください。詳しくは保険約款の「保険金をお支払いしない場合」の項目に記載されておりますのでご参照ください。

5. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

- (1) 保険料は、商品パンフレット等に記載の方法によりお支払いください。ご入金がない場合には、保険金をお支払いできなかつたり、ご契約を解除させていただく場合があります。
- (2) 分割払の場合で、死亡保険金をお支払いする事故が発生した場合には、未払込みの残り期間の保険料を請求させていただく場合があります。

6. 特約の補償重複

下表の補償のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（あんしん家族以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償・特約の対象となる事故について、どちらかの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

（補償が重複する可能性のある主な特約）

今回ご契約いただくプランに次の補償がある場合	補償の重複が生じる他の保険契約の例
個人賠償責任補償	自動車保険等の個人賠償責任補償特約・日常生活賠償特約
ホールインワン・アルパトロス費用補償	ゴルフ保険のホールインワン・アルパトロス費用補償特約

7. 解約と解約返戻金

ご契約を解約（脱退）される場合には、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、解約返戻金はありません。また、保険料を2か月遅れで集金している関係上、未払込となっている保険料を請求させていただきます場合があります。

8. 事故が発生した場合のご連絡

事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと保険金のお支払いが遅れたり、保険金の全部または一部をお支払いできない場合があります。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合に備えた保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、この保険は補償対象となります。ただし、全額補償されるものではなく、保険金、解約返戻金等の80%（破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%）まで補償されます。

10. その他

下記の事項については、保険契約者（団体）にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」にてご説明しています。保険契約者にご照会いただくか、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

- ①重大事由による解除
- ②無効、失効、取消しについて
- ③被保険者による保険契約の解除について
- ④事故が発生した場合のお手続（引受保険会社による解除）および保険金のお支払時期
- ⑤保険金の代理請求制度について
- ⑥死亡保険金受取人の変更について

ご契約内容に関する確認について

ご加入の手続きにあたり、お申込みの内容がご意向に沿ったものであるか、特に重要な事項が正しく記入されているか等、必ずご確認ください。ご了承のうえお申込みください。

- お客さまのご意向に沿った内容となっていることをご確認ください。
- ①お申込みの傷害保険は、「ケガで入院したり、亡くなったりした場合の補償」を主な補償内容とした保険商品となっています。ご意向に沿った内容となっていますか？
- ②補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない場合、主な特約の概要、特約の補償重複等）は、ご希望どおりとなっていますか？
- ③保険金額は、ご希望どおりとなっていますか？
- ④保険期間は、ご希望どおりとなっていますか？
- ⑤お支払いいただく保険料・お支払方法について、ご確認ください。
- 保険契約申込書にご記入いただく次の事項についてご確認ください。
- 保険契約申込書の「職業・業種」「被保険者の年齢」欄は、すべて正しい内容となっていますか？

個人情報の取扱いについて

本契約にご加入の際は、下記引受保険会社の「個人情報の取扱い」にご同意のうえご加入ください。

(1) お客さまの情報の利用目的について

お客さまからお預かりした情報は、適切な保険の引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、ご継続のご案内、保険制度の健全な運営（再保険契約にともなう諸手続きを含みます。）および保険商品のご提案に利用したり、当社ホームページに掲載した当社関係会社および提携先の商品・サービス等のご案内・ご提供などに利用することがあります。

(2) お客さまの情報の第三者への提供または共同利用について

- お客さまからお預かりした情報は、下記①～⑥の場合に提供または利用することがあります。
- ①個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部への提供が必要と判断される場合
 - ②利用目的の達成に必要な範囲内において、当社代理店を含む業務委託先等に提供する場合
 - ③商品・サービス等のご提案・ご提供を行うために当社ホームページに掲載した当社関係会社および提携先と共同利用する場合
 - ④保険契約の適正な引受け、保険金の適正な支払い、および不適切な保険金の請求等の発生を未然に防止するため、損害保険会社等との間で共同利用する場合（保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録され損害保険会社等との間で共同利用する場合を含みます。）
 - ⑤保険金の適正および迅速な支払いのために必要な範囲内において、保険事故の関係者（当事者、医療機関、修理業者等）に提供する場合
 - ⑥再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合

※当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービスや当社関係会社・提携先の範囲・名称および損害保険会社等の情報交換制度等については、当社ホームページ（<https://www.secom-sonpo.co.jp>）をご覧ください。

普通傷害保険・交通事故傷害保険

普通傷害保険の保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金・保険金をお支払いできない主な場合

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害	死亡保険金	被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで亡くなった場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	1. 次に掲げる事由によるケガに対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意・重過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気帯び運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥ 戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変または暴動 ⑦ 核燃料物質の有害な特性による事故 ⑧ 山岳登山、ロッククライミング(フライングを含む。)、ハンググライダー、搭乗、職務以外の航空機操縦、スカイダイビング等の危険な運動を行っている間の事故 ⑨ 自動車等の乗用車による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間の事故
	後遺障害保険金	被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。	2. 被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、当該症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。
	入院保険金	被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、入院された場合	入院の日数に対して、1日につき、入院保険金額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に開始した、事故の発生の日からその日を含めて730日以内の入院に限り、また、入院保険金額を超過する場合は、その日数を含まず。	3. 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒に対しては、保険金をお支払いできません。
	手術保険金	被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、そのケガの治療のために手術を受けた場合(創傷処理、抜歯手術等の一部の診療行為を除きます。)	入院保険金額に、手術の種類に応じて定めた倍率(5倍、10倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故によるケガにつき、事故の発生の日からその日を含めて730日以内の手術に限り、また、入院保険金額を超過する場合は、その日数を含まず。	
基本契約	通院保険金	被保険者が、偶然な事故によりケガをされ、通院(往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。)された場合	通院の日数に対して、90日を限度として、1日につき、通院保険金額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、また、通院しない場合においても、骨折等で所定の部位を固定するためにギプス等を常時装着したときは、その日数を含まず。	
	※上記の死亡保険金と後遺障害保険金は、保険期間を通じて合算し、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※入院保険金と通院保険金は重複してはお支払いできません。また、入院保険金または通院保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故によりケガをされても、重複してはお支払いできません。 ※他の疾病(骨粗鬆症等)の影響により傷害が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。 ※事故発生時に満23歳未満の方について、熱中症(日射病・熱射病等)も上記のケガとみなします。			
オプション契約	住宅内生活用財産	日本国内において生活用財産※が、火災、破損、盗難等の偶然な事故により損害を受けた場合 ※生活用財産とは、被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する被保険者の所有する生活用財産をいい、通貨、有価証券、預貯金証書(通帳・キャッシュカード等)、定期券、クレジットカード、スマートフォン・スキューバダイビング用具、眼鏡、コンタクトレンズ、動物植物、携帯電話、ノートパソコン等を除きます。ただし、通貨または預貯金証書が盗難された場合は、生活用財産に含まず。	保険金額の範囲内で、再調達価額(同等のものを新たに購入するために必要な金額をいいます。)を基準に算定した損害額(損害の発生および拡大を防止するために要した費用でかつ有益な費用または他人に対する求償権の保全または行使に必要な手続をするために要した費用を含みます。)から免責金額(生活用財産は5,000円、携行品は3,000円)を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて保険金額が限度となり、かつ、生活用財産または携行品の種類により、次の額が限度となります。 ※生活用財産が火災により損害を受けた場合、その損害額が再調達価格の30%未満のときは、お支払いする保険金の算出方法が異なります。(前減されます。)	次に掲げる事由による損害に対しては保険金をお支払いできません。 [共通] ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ② 戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変または暴動 ③ 核燃料物質の有害な特性による事故 ④ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意・重過失 ⑤ 生計を共にする親族の故意 ⑥ 生活用財産・携行品の欠陥 ⑦ 生活用財産・携行品の自然の消耗または性質によるび、変色等 ⑧ 生活用財産・携行品の劣化または設置忘れ ⑨ 生活用財産・携行品のすり傷または塗料のはがれ等外観の損傷で機能に支障をきたさないもの [生活用財産] ・生活用財産の管理をする者の故意 [携行品] ① 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ② 無資格運転、酒気帯び運転
	携行品	携行品※が、火災、破損、盗難等の偶然な事故により損害を受けた場合 ※携行品とは、被保険者の居住の用に供される住宅外における被保険者が所有、携行する身の回り品をいい、有価証券、預貯金証書(通帳・キャッシュカード等)、定期券、クレジットカード、スマートフォン・スキューバダイビング用具、眼鏡、コンタクトレンズ、動物植物、携帯電話、ノートパソコン等を除きます。	[住宅内生活用財産] ・貴金属、宝石、その他美術品(1個・1組)…30万円 ・通貨(盗難のみ)…20万円 ・預貯金証書(盗難のみ)…200万円 [携行品] ・1個・1組・1対のもの…各々10万円 ・乗車船券・宿泊券、通貨等…5万円	次に掲げる事由による損害に対しては保険金をお支払いできません。 ① 被保険者がゴルフ場の経営者・使用人である場合そのゴルフ場でホールインワン・アルバトロスを果たした場合の費用に対しては保険金をお支払いできません。 ② 被保険者がホールインワン・アルバトロスを行った時にゴルフの競技または指導を職業としていた場合は保険金をお支払いできません。
ホルン・アルパトロス費用	被保険者が、日本国内のゴルフ場(9ホール以上のもに限り、)において、ゴルフ競技(そのゴルフ場のキャディを補助者として※、他の同伴競技者より35以上の9ホールを正順にラウンドしたものに限り、)中、ホールインワン・アルバトロスを行ったことにより祝賀金等の費用を負担した場合※キャディが同伴しない場合でも一定条件によってはお支払いの対象となる場合もあります。	保険金額の範囲内で、償却して負担する贈呈用記念品購入費用(賞状、有価証券、商品券、プリペイドカード(達成を記念して特で作成したもの)以外)を除きます。)、祝賀金費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀、その他償却として負担することが妥当と認められる費用(保険金額の10%が限度)に対して保険金をお支払いします。		

約款構成:基本契約=傷害普通保険約款+生活総合保険特約(個人賠償責任補償)+入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(730日)/オプション契約=生活総合保険特約(住宅内生活用財産補償/携行品損害補償/ホールインワン・アルバトロス費用補償)

交通事故傷害保険の保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金・保険金をお支払いできない主な場合

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害	死亡保険金	被保険者が、対象となる事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで亡くなった場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	1. 次に掲げる事由によるケガに対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意・重過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③ 無資格運転、酒気帯び運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑥ 戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変または暴動 ⑦ 核燃料物質の有害な特性による事故 ⑧ 船舶および航空機に職務として搭乗している間の事故 ⑨ 職務としての荷役作業および自動車、電車、航空機等の修理、点検、整備、清掃等の作業中の事故 ⑩ 自動車等の乗用車による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間の事故
	後遺障害保険金	被保険者が、対象となる事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガがもとで所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。また、後遺障害保険金が支払われた場合において、事故の発生の日から、その日を含めて180日を経過した時点で生存している場合にお支払いした後遺障害保険金と同額の保険金を追加してお支払いします。	2. 被保険者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金をお支払いできません。
	入院保険金	被保険者が、対象となる事故によりケガをされ、入院された場合	入院の日数に対して、1日につき、入院保険金額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に開始した、事故の発生の日からその日を含めて730日以内の入院に限り、また、入院保険金額を超過する場合は、その日数を含まず。	3. 細菌性食中毒またはウイルス性食中毒に対しては、保険金をお支払いできません。
	手術保険金	被保険者が、対象となる事故によりケガをされ、そのケガの治療のために手術を受けた場合(創傷処理、抜歯手術等の一部の診療行為を除きます。)	入院保険金額に、手術の種類に応じて定めた倍率(5倍、10倍)を乗じた額をお支払いします。ただし、1事故によるケガにつき、事故の発生の日からその日を含めて730日以内の手術に限り、また、入院保険金額を超過する場合は、その日数を含まず。	
基本契約	通院保険金	被保険者が、対象となる事故によりケガをされ、通院(往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。)された場合	通院の日数に対して、90日を限度として、1日につき、通院保険金額をお支払いします。ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、また、通院しない場合においても、骨折等で所定の部位を固定するためにギプス等を常時装着したときは、その日数を含まず。	
	※交通事故傷害保険における対象となる事故とは、交通乗用具(電車、自動車、自転車、バイク、船、ヨット、ボート、エスカレーター等)を用い、一輪車、三輪以上の幼児用車両、キックボード、遊園地の乗り物は含みません。 搭乗中の偶然な事故、交通乗用具との衝突等による偶然な事故、駅構内(改札口の側)での偶然な事故をいいます。 ※上記の死亡・後遺障害保険金は、合計して、保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度となります。 ※入院保険金と通院保険金は重複してはお支払いできません。また、入院保険金または通院保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故によりケガをされても、重複してはお支払いできません。 ※他の疾病(骨粗鬆症等)の影響により傷害が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。			
オプション契約	住宅内生活用財産	日本国内において生活用財産※が、火災、破損、盗難等の偶然な事故により損害を受けた場合 ※生活用財産とは、被保険者の居住の用に供される住宅内に所在する被保険者の所有する生活用財産をいい、通貨、有価証券、預貯金証書(通帳・キャッシュカード等)、定期券、クレジットカード、スマートフォン・スキューバダイビング用具、眼鏡、コンタクトレンズ、動物植物、携帯電話、ノートパソコン等を除きます。ただし、通貨または預貯金証書が盗難された場合は、生活用財産に含まず。	保険金額の範囲内で、再調達価額(同等のものを新たに購入するために必要な金額をいいます。)を基準に算定した損害額(損害の発生および拡大を防止するために要した費用でかつ有益な費用または他人に対する求償権の保全または行使に必要な手続をするために要した費用を含みます。)から免責金額(生活用財産は5,000円、携行品は3,000円)を差し引いた額に対して保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて保険金額が限度となり、かつ、生活用財産または携行品の種類により、次の額が限度となります。 ※生活用財産が火災により損害を受けた場合、その損害額が再調達価格の30%未満のときは、お支払いする保険金の算出方法が異なります。(前減されます。)	次に掲げる損害賠償責任を負担することにより被る損害に対しては保険金をお支払いできません。 ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ② 戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変または暴動 ③ 核燃料物質の有害な特性による事故 ④ 保険契約者または被保険者の故意に起因する損害賠償責任 ⑤ 職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑥ 同居の親族に対する損害賠償責任 ⑦ 被保険者が所有・使用・管理する他人の財物(借り物、預り物、借家等)に対する損害賠償責任 ⑧ 船舶・車両(原動力が専ら人力であるものを除く)、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ⑨ 被保険者と第三者の約定によって加重された損害賠償責任 ⑩ 心神喪失に起因する損害賠償責任
	携行品	携行品※が、火災、破損、盗難等の偶然な事故により損害を受けた場合 ※携行品とは、被保険者の居住の用に供される住宅外における被保険者が所有、携行する身の回り品をいい、有価証券、預貯金証書(通帳・キャッシュカード等)、定期券、クレジットカード、スマートフォン・スキューバダイビング用具、眼鏡、コンタクトレンズ、動物植物、携帯電話、ノートパソコン等を除きます。	[住宅内生活用財産] ・貴金属、宝石、その他美術品(1個・1組)…30万円 ・通貨(盗難のみ)…20万円 ・預貯金証書(盗難のみ)…200万円 [携行品] ・1個・1組・1対のもの…各々10万円 ・乗車船券・宿泊券、通貨等…5万円	

約款構成:基本契約=交通事故傷害普通保険約款+個人賠償責任補償特約+入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(730日用)+後遺障害保険金の追加支払に関する特約

- 保険金のお支払い条件等については、各普通保険約款および特約に基づきます。
- このパンフレットは、生活総合保険特約を付帯した普通傷害保険、および交通事故傷害保険についての概略のご説明です。詳細は、大塚倉庫(株)またはセコム損害保険(株)までご連絡ください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結した代わって有効に成立した契約については、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 引受保険会社が破綻した場合等は、保険金、解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。引受保険会社が破綻した場合に備える制度として、損害保険契約者保護機構があり、この保険は補償対象契約となります。ただし、全額補償されるものではなく、保険金、解約返戻金等の80%(破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%)まで補償されます。
- この保険契約は保険会社3社による共同保険契約であり、各保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に責任を負います。幹事会社は他の保険会社を代理、代行して保険料の受領・保険証券の発行・保険金の支払またはその他の業務を行っています。

(取扱代理店) **大塚倉庫株式会社** 保険事業部 (引受保険会社) 幹事会社 **セコム損害保険株式会社**

東京 ☎ 0120-383-773 本店営業第二部第二課 ☎ 03-5216-6401

四国 ☎ 0120-548-305 四国支店徳島営業課 ☎ 088-654-0131

東京海上日動火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社